

第5章 教育訓練計画

第1節 教育

教育は、消防職員及び団員としての人格を形成し、業務を行うために必要な専門的知識並びに技能を身につけるとともに、これらを十分理解できるような健全なる心身を育成することを基本方針とし、逗子市消防職員の教育訓練に関する要綱（平成5年要綱）に基づき実施する。